協議事項第 27 号

立山町
地域公共交通利便増進実施計画
（素案）

令和８年 11 月

立山町

【目　次】

第１章　計画概要 1

１－１　計画の目的と位置づけ 1
１－２　計画の期間と実施区域 2

第２章　基本的な考え方 3

２－１　計画の方針 3
２－２　利便増進事業 7

第３章　実施事業の内容 9

３－１　事業の内容・実施主体 9
３－２　事業に必要な資金の額・調達方法 17
３－３　事業の効果 19

第４章　地方公共団体による支援の内容 21

第１章　計画概要

１－１　計画の目的と位置づけ

（１）計画の目的

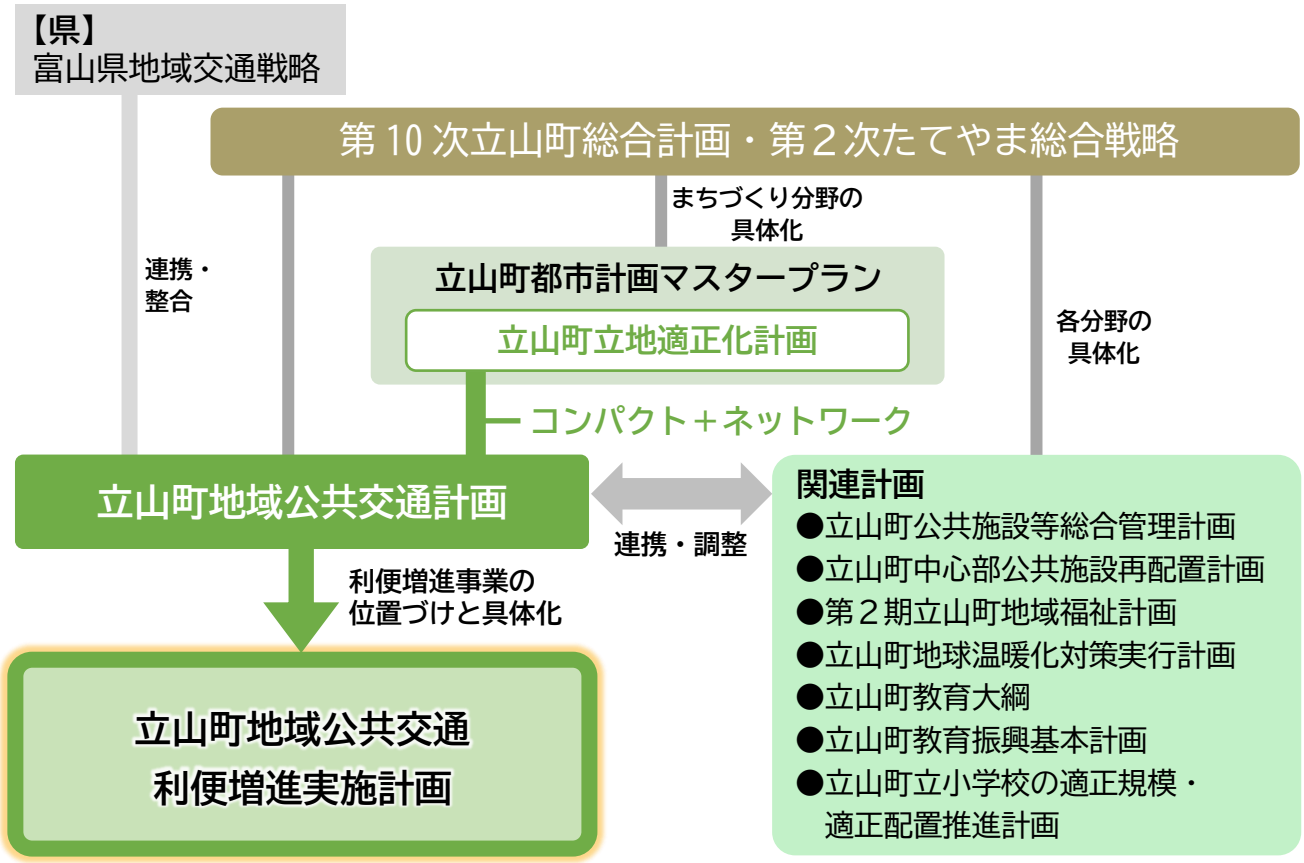
立山町では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域の関係者の協働による、持続可能な公共交通ネットワークの維持確保のため、令和７年 12 月に「立山町地域公共交通計画」を策定しました。

本町では、公共交通の利用者減少や公共交通に関する財政負担の増加、交通事業者の厳しい事業環境の顕在化等を踏まえ、日常生活の足として重要な役割を担う町営バスの運行体系の見直しをはじめ、町民のニーズに即した、持続性・利便性の高い運行体系の構築が求められています。

こうしたことから、「立山町地域公共交通計画」に掲げる「ヒト・マチ・アシタが、動く、重なる。“ちょうどいい”たてやま型公共交通の実現」に向けて、多様な手段による効果的・効率的な公共交通ネットワークの再構築により、町民の移動に対する利便増進を図るため、具体的な地域公共交通利便増進事業（以下「利便増進事業」という。）を位置づける「立山町地域公共交通利便増進実施計画（以下「本計画」という。）」を策定することを目的とします。

（２）位置づけ

本計画は、「第 10 次立山町総合計画」等の上位計画や関連計画との調整・整合を図るとともに、「立山町地域公共交通計画」を具体化するための実施計画として位置づけます。



１－２　計画の期間と実施区域

（１）計画の期間

本計画は、地域公共交通計画に基づく利便増進事業の実施計画として策定するものであることから、その実施期間と地域公共交通計画における計画期間とについて整合をとり、実施期間は令和９年度（2027 年度）から令和 12 年度（2030 年度）の４年間とします。

実施期間	R8（2026）年度	R9（2027）年度	R10（2028）年度	R11（2029）年度	R12（2030）年度
立山町 地域公共交通計画					
立山町地域公共交通 利便増進実施計画					

（参考）関連計画

実施期間	R3(2021)～R7(2025)年度	R8(2026)～R12(2030)年度	R13(2031)～R17(2035)年度	R18(2036)～R22(2040)年度	R23(2041)～R27(2045)年度
第 10 次 立山町総合計画	R3(2021)～R12(2030)年度				
立山町 都市計画 マスタープラン	R7(2025)～R26(2044)年度				
立山町 立地適正化計画	R7(2025)～R26(2044)年度				

（２）実施区域

本計画における利便増進事業の実施区域は、立山町全域とします。

第２章　基本的な考え方

２－１　計画の方針

（１）「立山町地域公共交通計画」の基本理念・基本方針

「立山町地域公共交通計画」で掲げる基本理念と４つの基本方針を、以下に示します。

計画の基本理念

ヒト・マチ・アシタが、動く、重なる。
“ちょうどいい”たてやま型公共交通の実現

基本方針１　「暮らし」や「交流」を支える公共交通
～快適な生活を守り末永く暮らせるまちに～

公共交通は、商業、福祉、観光分野など町民の様々な日常生活や交流の移動を支える重要な役割を担っており、快適な生活を守る重要な交通インフラです。

こうした公共交通の利便性を維持・確保していくため、利用者の実態に即したネットワークや運賃、定期券などの見直しを推進するとともに、駅舎やバス停、車両などの交通施設の快適性向上につながる取組を進めます。

基本方針２　「効率的」「持続的」に運営される公共交通
～マイカーに依存せず暮らせるまちに～

公共交通は、高齢者の買い物や通院、学生の通学などに欠かせない移動手段です。人口減少が進み、利用者減少も進む中、マイカーに依存せず暮らせるまちにしていくためには、公共交通を地域のサービスの一つとして捉え、事業者等との適切な役割・責任分担のもと、効率的、持続的に運営していく必要があります。

こうしたことを踏まえ、既存交通の改善や新たな交通の検討を進めるとともに、足元の対策としての交通事業者の経営環境の改善やドライバー確保への支援を進めます。

基本方針３　「まちづくり」とともに活性化する公共交通
～楽しく豊かに過ごし暮らせるまちに～

公共交通は、外出意欲を高める効果を有しており、駅を中心とした活気あるまちづくりの装置として重要な役割を担います。本町では、地域コミュニティの場としての駅を公共交通と相互連携することで活性化するとともに、立山黒部アルペンルートなど魅力ある観光地やイベントと連携し、観光客の移動を支えるまちづくりを推進します。

基本方針４　「わたしたち」が育てる公共交通
～心を寄せ合いみんなで支えるまちに～

公共交通は、交通事業者だけでなく、町民や企業等が「利用者」や「支え手」として積極的に参画・共創し、地域一体となって支え、育てるべきまちづくりの重要なインフラです。

このため、交通リテラシー教育や利用するきっかけづくりにより、利用者としての参画を進めるとともに、支え手として資金面や運営面での共創を進めます。

（2）「立山町地域公共交通計画」で目指す将来像

町外への広域的な移動を担う「幹の交通」、町内の各地域や主要拠点を結ぶ「枝の交通」、地域内のきめ細かな移動を支える「葉の交通」について、それぞれの役割や利用需要に応じたサービスレベルを段階的に確保します。併せて、交通結節点における円滑な乗り継ぎやダイヤ・運賃・情報提供の連携を進めることにより、幹・枝・葉の交通が相互に補完し、町内外の移動を一体的に支える、利便性・持続可能性の高い総合的な公共交通ネットワークの実現を目指します。

▼立山町地域公共交通計画で示された「幹」「枝」「葉」の交通の役割

区分	役　割
「幹の交通」	町外への広域的な連絡を担う
「枝の交通」	町内の各地域を連絡する
「葉の交通」	地域内の移動サービスを担う



（３）計画の方針

「立山町地域公共交通計画」で目指す望ましい公共交通のサービス水準の実現に向けて、以下の方針で利便増進事業を実施します。

①「枝の交通」「葉の交通」を、地域の実情に即した運行へ再編します。

・町営バスについて、通勤通学時間帯など利用の多い時間帯・路線は、定時定路線での運行を継続し、それ以外の利用の少ない路線は、利用者の予約に応じて運行するＡＩオンデマンド交通への転換を図ります。

・ＡＩオンデマンド交通への転換により、これまで設定されていなかった場所にも停留所が増えることで、身近な場所から乗車しやすくするとともに、予め定められた時刻に縛られず、利用者が必要とする時間に移動できるようになることで、通院や買い物等の日常生活における「枝の交通」「葉の交通」の利便性の向上を図ります。

②再編の効果を「幹の交通」へ波及させます。

・ＡＩオンデマンド交通による停留所の増加と利用時間の制約の緩和により、駅や地鉄バスの停留所までのアクセスが容易になることで、駅利用の利便性の向上を図ります。

・上記により、自家用車に頼らずに鉄道等を利用できる機会を増やし、「幹の交通」の利用促進と現状のサービス水準の維持につなげます。

③幹・枝・葉が一体となった公共交通ネットワークにより、利便性を向上します。

・これらの取組により、「枝の交通」「葉の交通」の利便性向上が「幹の交通」の利用を支え、「幹の交通」の維持が町全体の移動の選択肢を守るという、相互に支え合う好循環を生み出し、町全体としての公共交通の利便性の向上につなげます。

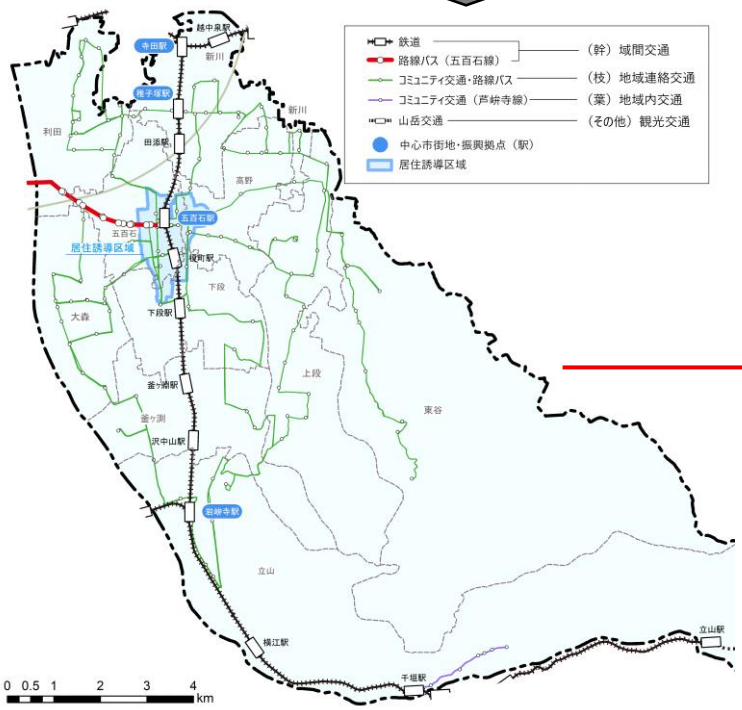
・立山町営バス共創パートナー制度といった、公共交通を地域で支え、育てる取組を併せて進め、利用者と事業者双方の立場を尊重しながら、公共交通の効率的・持続的な運営を図ります。

町全体の公共交通の利便性の向上
持続可能な公共交通ネットワークの維持・確保

▼立山町地域公共交通計画で示された望ましい公共交通のサービス水準

公共交通分類		運行時間帯	定時定路線運行間隔	その他交通運行間隔	配慮事項
■幹の交通［域間交通］ ・地鉄電車立山線 ・地鉄電車不二越上滝線 ・地鉄バス五百石線		朝夕	3本／時以上 現状維持	－	・利用者、事業者（担い手含む）双方の立場等を尊重する。 ・他の交通への乗り換え時間を 10 分以上 15 分以下とする。 ・ダイヤを実情に即したものとする。
		朝夕以外	1～2本／時以上 現状維持	－	
■枝の交通［地域連絡交通］ ・地鉄バス大森線 ・地鉄バス蔵本団地線 ・町営バス（芦峅寺線を除く）	中心市街地	全時間帯	1～2本／時以上	デマンド交通による実情に即した運行	
	中心市街地以外	全時間帯	定時定路線による実情に即した運行		
■葉の交通［地域内交通］ ・町営バス芦峅寺線		全時間帯	定時定路線による実情に即した運行	デマンド交通等による実情に即した運行	

実情に即した運行とは
1時間ごとのサービスレベルを定めることなく、地域の利用ニーズに応じて、定めた時間帯での重点的な運行や予約による運行等を指します。



▲望ましいサービスレベル

■利便増進事業の役割

○利用者の実情に即した路線バスの再編やダイヤの見直し、新たな交通の導入により、公共交通の利便性の維持・確保や公共交通の効率的・持続的な運営に繋がる。

○望ましいサービスレベルを目指して、「枝の交通」と「葉の交通」を実態に即した運行に再編する。
…通勤通学時間帯など利用の多い時間帯・路線は定時定路線での運行を継続し、それ以外はＡＩオンデマンド交通へ転換

再編の効果を「幹の交通」へ波及
・停留所の増加と利用時間の制約の緩和による「枝の交通」「葉の交通」の利便性の向上
・駅や地鉄バスまでのアクセスが容易になることで、「幹の交通」である駅利用の利便性の向上

「立山町地域公共交通計画」で掲げる基本理念及び基本方針の実現に寄与

幹・枝・葉が一体となった公共交通ネットワークにより、町全体の公共交通の利便性の向上と持続可能な公共交通ネットワークを維持・確保

計画の基本理念

ヒト・マチ・アシタが、動く、重なる。
“ちょうどいい”たてやま型公共交通の実現

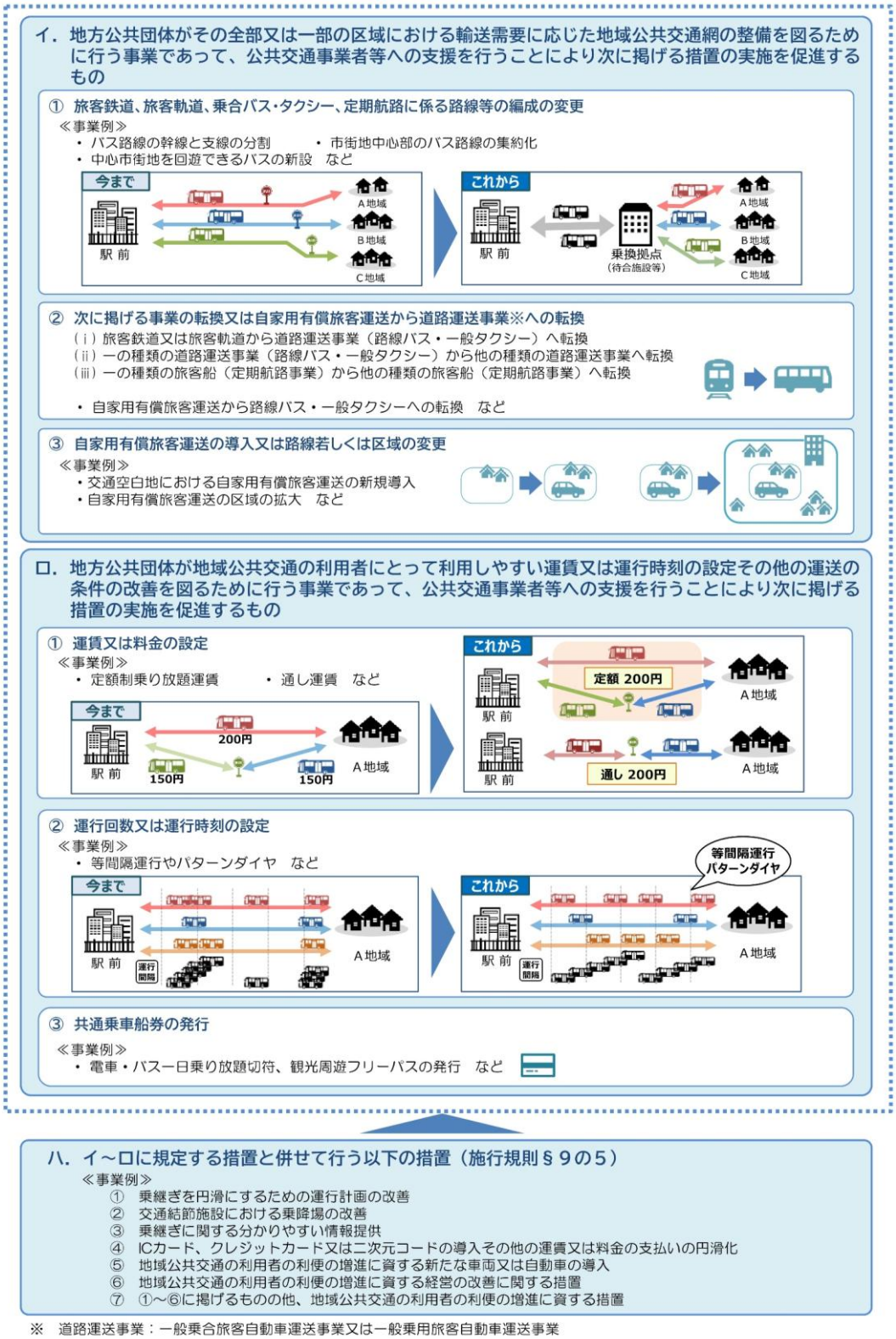
基本方針１	「暮らし」や「交流」を支える公共交通
基本方針２	「効率的」「持続的」に運営される公共交通
基本方針３	「まちづくり」とともに活性化する公共交通
基本方針４	「わたしたち」が育てる公共交通

図 利便増進事業による町全体の公共交通への効果のイメージ

２－２　利便増進事業

（１）利便増進事業の分類

利便増進事業とは、地域における公共交通ネットワークの再編を行う取組や運賃・ダイヤの見直しなど、利用者の利便の増進に資する事業のことで、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第２条第 16 号のイロハ及び同法施行規則第９条の５により、以下のとおり位置づけられています。



▲　地域公共交通利便増進事業（法§２⑯、施行規則§９の５）

（２）実施事業の位置づけ

「立山町地域公共交通計画」の施策のうち、本計画における実施事業を以下に示します。

立山町地域公共交通計画での位置づけ			本計画での位置づけ
基本方針	施策項目	施　策	
基本方針１「暮らし」や「交流」を支える公共交通	⑴実態に即した利用者の利便性確保	1-1 域間交通（地鉄電車、地鉄バス 五百石線）の維持	
		1-2 実態に合わせた町営バスネットワークの再編	
		1-3 町の公共交通全体の運賃体系の見直し	
		1-4 共通パスの導入	
		1-5 定期券の改善	
		1-6 時刻表、路線マップ等の改善	
	⑵利用者の快適性の向上	1-7 駅施設、駅付帯施設の保全・改修	
		1-8 バス停の快適性の向上	
		1-9 車両の導入及び快適性の向上	
		1-10 車内における地域コミュニティの醸成	
基本方針２「効率的」「持続的」に運営される公共交通	⑴既存交通の改善と新たな交通の検討	2-1 公共交通サービスの最適化	
		2-2 他分野と連携した運行方法の検討	
		2-3 新たな交通モード導入による効率化	
	⑵ドライバー確保に向けた支援	2-4 人材の雇用・育成等に関する支援策等の検討	
		2-5 労働環境整備への支援策等の検討	
		2-6 地域におけるドライバー（担い手）確保の取組への支援	
	⑶交通事業者の経営環境の改善	2-7 業務効率化に向けた交通ＤＸの促進	
		2-8 電子決済の対応支援	
		2-9 事業収入の拡大に向けた取組の促進	
		2-10 収支改善に向けた取組の促進	
基本方針３「まちづくり」とともに活性化する公共交通	⑴駅周辺まちづくりの推進	3-1 生活を豊かにする駅機能の拡充	
		3-2 駅周辺におけるアクセス性の向上	
	⑵観光まちづくりの推進	3-3 観光２次交通の導入促進	
		3-4 観光分野における公共交通ＰＲ促進	
		3-5 立山黒部アルペンルートとの連携強化	
基本方針４「わたしたち」が育てる公共交通	⑴町民等の「利用者」としての参画の推進	4-1 交通リテラシー教育による利用促進	
		4-2 利用するきっかけ（インセンティブ）の創出	
		4-3 情報発信の充実	
	⑵町民や企業等の「支え手」としての参画の推進	4-4 交通事業に対する資金面での共創	
		4-5 交通事業に対する運営での参画	

利便増進事業

① 町営バスの再編

■AI オンデマンド交通の導入

利便増進事業の分類

イ③、ロ②

■既存路線の変更

利便増進事業の分類

イ③、ロ②

② 時刻表、路線マップ等の改善

利便増進事業の分類

ハ③

関連事業

・学校や職場、ライフイベント等と連携した公共交通の利用促進

第３章　実施事業の内容

３－１　事業の内容・実施主体

（１）実施事業の全体像

実施事業として実施する取組と主体を以下に示します。

取　組	実施主体
１）利便増進事業	
① 町営バスの再編	立山町 鉄道事業者 バス事業者 タクシー事業者
② 時刻表、路線マップ等の改善	
２）関連事業（利便増進事業と関連して実施していく事業）	
① 学校や職場、ライフイベント等と連携した公共交通の利用促進	立山町 鉄道事業者 バス事業者 タクシー事業者

（２）実施事業の詳細

１）利便増進事業

本計画において、利便増進事業として位置づけた事業について、事業の概要や具体的な内容を本項目で整理します。

① 町営バスの再編

本町では地区間・地区内の移動手段として「立山町営バス」を運行しており、町民等の日常生活の足として大きな役割を担っています。一方で、町営バスは利用者が１便１人以下となる路線が多く、燃料費の高騰等の影響を受け赤字額が拡大しているため、利用水準に応じた交通サービスへの見直しが求められています。

そこで、現在の定時定路線を見直し、ＡＩオンデマンド交通を導入することにより、利用者のニーズに応じた移動を可能とし、利便性を向上しながら、“ちょうどいい”交通サービスを目指します。

■ＡＩオンデマンド交通の導入

<table>
<tr><td>事業分類</td><td colspan="2">イ-③「自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更」
ロ-②「運行回数又は運行時刻の設定」</td></tr>
<tr><td>対象区域・路線</td><td colspan="2">伊勢屋線、北部循環線、吉峰線、利田・大森線、新川・下段線</td></tr>
<tr><td>事業内容</td><td colspan="2">定時定路線６路線のうち、芦峅寺線を除く５路線を対象にＡＩオンデマンド交通を導入します。
なお、定時定路線からＡＩオンデマンド交通への転換にあたっては、令和８年 10 月より実証運行を実施し、その結果をもとに令和９年４月から本格運行を開始します。
転換にあたり予定している本格運行の概要を以下に示します。
<table>
<tr><td>実施期間</td><td>令和９年４月から</td></tr>
<tr><td>運行日時</td><td>平日（12/29～１/３を除く）、８時から 18 時まで</td></tr>
<tr><td>運行エリア</td><td>新川地区から横江地区（立山地区）までを３エリアに区切る</td></tr>
<tr><td>車両</td><td>町所有車両（普通車３台）※運行業務は町内交通事業者に委託</td></tr>
<tr><td>予約方法</td><td>・コールセンターへの電話予約（月～金：８時 30 分～15 時）
・インターネット予約（24 時間）</td></tr>
<tr><td>対象者</td><td>事前に会員登録をした全ての方</td></tr>
<tr><td>運賃</td><td>２エリアまでの乗車 700 円／回、３エリアまでの乗車 900 円／回
※立山町民(在勤・在学含む）は 200 円／回の割引、学生（小中高生）・障害者（介護者含む）は 200 円／回の割引（重複可）、未就学児（保護者同伴時のみ利用可）は無料</td></tr>
<tr><td>支払方法</td><td>現金、回数券、たてポカード</td></tr>
<tr><td>停留所</td><td>①公共施設（役場、公民館、学校、保育園等）
②富山地方鉄道の駅（町内 11 駅）・バス停（７カ所）
③集落・自治会
④チャレンジ停留所※年間 150 回以上の利用条件（２年間）付の希望停留所
⑤共創パートナー停留所</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

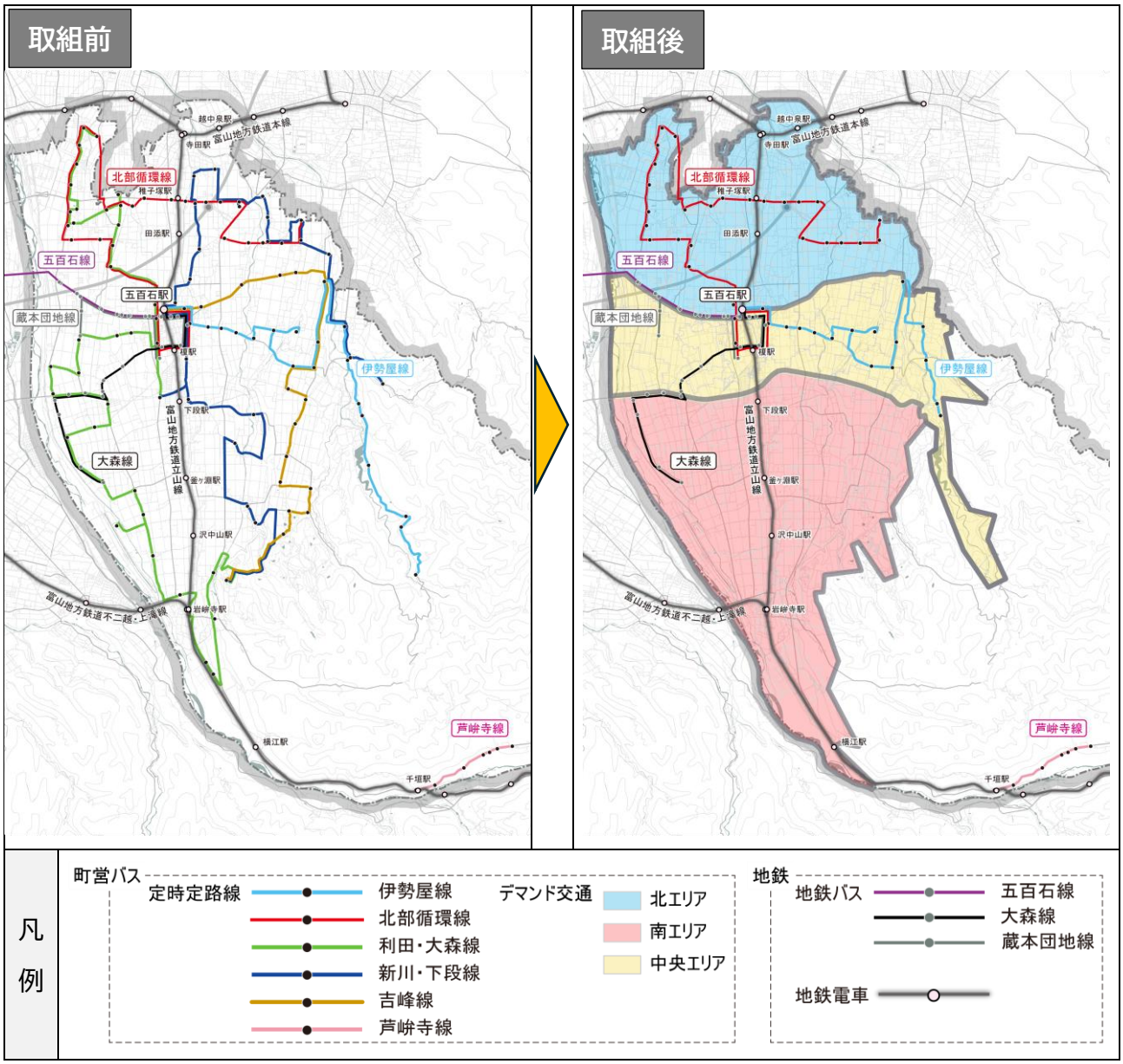
実施主体	立山町、バス事業者、タクシー事業者			
実施予定時期	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
	本格運行			

■既存路線の変更

事業分類	イ-③「自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更」 ロ-②「運行回数又は運行時刻の設定」
対象区域・路線	伊勢屋線、北部循環線、吉峰線、利田・大森線、新川・下段線
事業内容	ＡＩオンデマンド交通の導入に伴い、当該交通手段だけでは補えきれない時間帯については、定時定路線を現行どおり運行します。 具体的には、通勤通学時間帯の交通手段を確保するため、伊勢屋線（白岩～五百石駅）の朝の２便（平日のみ）及び北部循環線の朝の１便については、「定時定路線」として現行どおり運行し、上記以外の曜日・時間帯の便については、「定時定路線」としての運行を廃止します。 また、伊勢屋線の伊勢屋～六郎谷までの区間と吉峰線、利田・大森線、新川・下段線については、平日休日ともに「定時定路線」としての運行を廃止します。
実施主体	立山町、バス事業者、タクシー事業者

実施予定時期	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
	実　施			

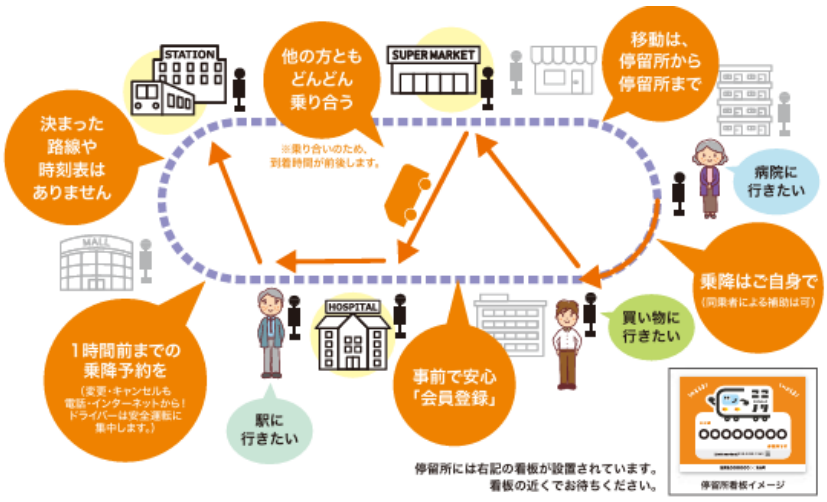
《取組前と取組後の展開イメージ》



《取組前と取組後の運行概要》

変更前（定時定路線型）	平　日	土		変更後（デマンド型）：令和 8 年 10 月中旬～	平　日	土
伊勢屋線	1 便　6：20～ 2 便　7：30～ 3 便～ 8：49～	1 便　6：20～ 2 便　8：02～ 3 便～ 9：53～	▶	定時定路線型	1 便　6：20～ 2 便　7：30～	（廃止）
				デマンド型	8：00～18：00	（廃止）
北部循環線	1 便　7：12～	－	▶	定時定路線型	1 便　7：12～	－
	2 便　17：28～	－	▶	デマンド型	8：00～18：00	－
吉峰線	8：16～17：09	9：46～17：09	▶	デマンド型	8：00～18：00	（廃止）
利田・大森線	8：41～17：41	－	▶			－
新川・下段線	9：10～16：53	－	▶			－
芦峅寺線	6：13～19：27	7：30～17：57	▶	定時定路線型	変更なし	変更なし

【利用イメージ】


STATION
SUPER MARKET
MALL
HOSPITAL
決まった
路線や
時刻表は
ありません
他の方とも
どんどん
乗り合う
※乗り合いのため、
到着時間が前後します。
移動は、
停留所から
停留所まで
病院に
行きたい
乗降はご自身で
(同乗者による補助は可)
買い物に
行きたい
1時間前までの
乗降予約を
(変更・キャンセルも
電話・インターネットから!
ドライバーは安全運転に
集中します。)
駅に
行きたい
事前で安心
「会員登録」
停留所には右記の看板が設置されています。
看板の近くでお待ちください。
停留所看板イメージ

【利用方法】


ステップ1 会員登録
会員登録申込書で申込み
「ここノリ」会員登録申込書に必要事項を記入し、
立山町住民課の窓口へ持ち込む、又は郵送する。
提出 立山町住民課窓口
郵送 立山町役場宛て
「あなただけの会員証」が後日ご自宅に！会員証が届いたら利用可能！
インターネットで申込み
● 登録サイトより申込み
アクセスして必要事項をご入力ください。
https://tateyama.aisin-choisoko.com/
● LINEより申込み
立山町のLINE公式アカウントから申し込みください。
https://page.line.me/tateyamatown
会員番号が記載された通知メールが届き、即日利用可能！
ただし、申込内容を町が確認し、確定するまでは割引料金の適用は受けられません。
会員条件
次の4つ全てを満たした場合に限り「会員」となることが出来ます。
(1)小学生以上の方 ※18歳未満の方は保護者の同意が必要です。
(2)自分で、又は保護者若しくは介助者の補助により、電話又はインターネットで予約ができる方
(3)自分で、又は保護者若しくは介助者の補助により、停留所への移動及び車両への乗降ができる方
(4)反社会的勢力(暴力団員又はこれに準ずる者、暴力・威力・脅迫的言辞・詐欺的手法を用いて威圧し、業務妨害し、若しくは不当要求をする者)でない方
ステップ2 乗車申込み(予約) 変更・キャンセルもこちらから!!
電話受付
※祝日、12/29～1/3を除く
050-2030-7985
受付時間 8:30～15:00 (月曜日～金曜日)
❶お名前と会員番号
❷利用希望日・時間
❸乗り場と行き先
❹同乗者の有無
オペレーターに上記の希望をお伝えください。
お帰りの乗車分も一緒に受付いたします。
インターネット受付
24時間受付
受付サイトにアクセスして、
必要事項を入力してください。
https://tateyama.aisin-choisoko.com/
LINEをご利用の方は
立山町のLINE公式アカウントから
https://page.line.me/tateyamatown
電話・インターネットともに、利用希望日の5日前から乗車希望時刻の1時間前まで申込みが可能です。
ステップ3 予約した「乗り場」(停留所)で待つ
守ってほしい4つのお願い
1 5分前には、「乗り場」で待機を
2 携帯電話は是非「携帯」を
3 荷物は、自分の持てるものだけ
4 お釣りが無いよう、小銭(100円玉)を準備
予約のコツ、教えちゃいます。
"行き"と"帰り"を一度に予約
予約は"前日"までに
電話は混雑を避けて"10時以降"
到着時間を基準に"余裕を持って"予約

【参考】立山町営バス共創パートナー制度

（１）制度の目的

町営バスを行政だけで支えるのではなく、町民・事業者・行政が「ともに手を携えて支える」体制を構築するため、事業者から運営費に充てる協賛金を募る制度。

賛同した事業者は「公共交通を支えるパートナー」として本町が紹介し、協賛額に応じて広告掲載等の特典を受けられる。

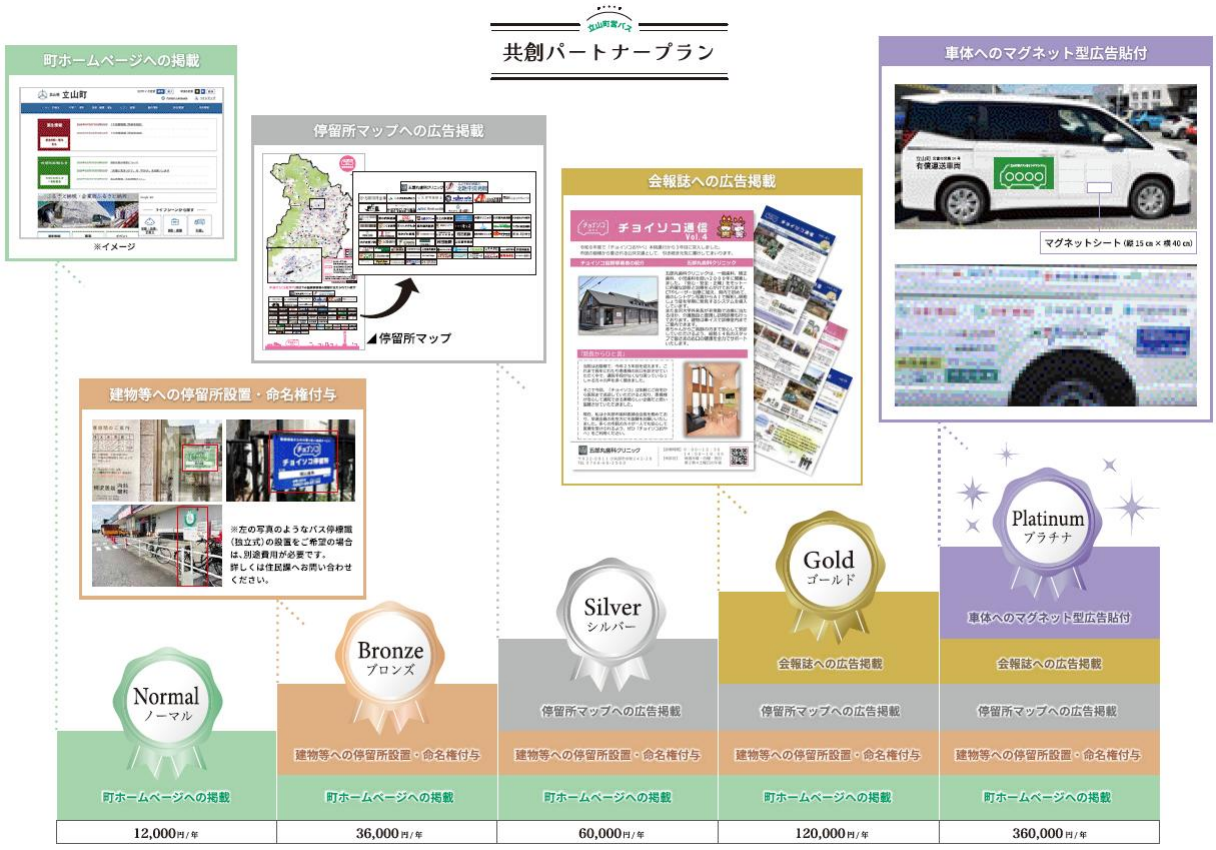
本町は「“ちょうどいい”公共交通の実現」を目指しており、町営バスを定時定路線型からデマンド型（ＡＩオンデマンド型）へ変更する実証運行と並行して制度を運用するものである。

本制度の導入により、地域からの協賛金による町営バスの運営財源の多様化や、事業者が町営バスを「自分たちで支える交通」と捉える機運を高める等の効果が期待される。

（２）協賛プランと特典

プラン	通常（年額）	特典
ノーマル	12,000 円	①
ブロンズ	36,000 円	①②
シルバー	60,000 円	①②③
ゴールド	120,000 円	①②③④
プラチナ	360,000 円	①～⑤

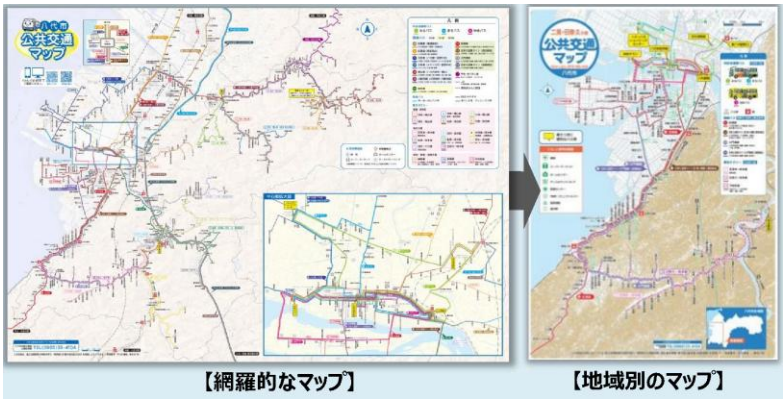
特典の内容	
①	町ホームページへの広告掲載
②	停留所への広告掲載（命名権・設置）
③	停留所マップへの広告掲載
④	会報誌への広告掲載
⑤	車体への広告掲載



② 時刻表、路線マップ等の改善

町内には、鉄道や路線バスをはじめ様々な運行路線があることから、それらの運行情報や乗り継ぎ情報等を利用者に分かりやすく伝え、公共交通をスムーズに利用できる環境を提供することが重要です。

利便増進事業の種類	ハ-③　「乗り継ぎに関する分かりやすい情報提供」			
対象区域・路線	町全域			
事業内容	町内の多様な公共交通を乗り継ぎ、目的地までスムーズな利用ができるように、町内全域の公共交通を掲載する統一的な時刻表の作成や運行情報の提供、視認性の高い路線マップの作成等により、分かりやすい情報を提供し、公共交通の利便性向上を目指します。			
実施主体	立山町、鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者			
実施予定時期	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
	検　討		**実　施**	



【八代市】全域全交通モードを掲載したマップと地域別マップ

出典：H30 公共交通マップづくりの勘どころ（国土交通省）



【富山市】デジタルサイネージの設置（富山市民病院待合スペース）

出典：富山県資料

２）関連事業の詳細

利便増進事業と関連して実施していく事業を以下に示します。

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="4">学校や職場、ライフイベント等と連携した公共交通の利用促進</td></tr>
<tr><td>事業内容</td><td colspan="4">本町では公共交通の利用習慣がない町民が多く、公共交通サービスを維持するにあたり大きな課題となっているため、将来的に交通需要が生まれる児童・生徒を対象に、社会科等の授業や校外学習、夏休みの自由研究等の機会を捉えた交通リテラシーを育む取組や、交通事業者等と連携した職業体験等の実施を段階的に進めます。
併せて、公共交通を取り入れたライフスタイルに関する情報提供等を段階的に進めます。</td></tr>
<tr><td>実施主体</td><td colspan="4">立山町、鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施予定時期</td><td>令和９年度</td><td>令和 10 年度</td><td>令和 11 年度</td><td>令和 12 年度</td></tr>
<tr><td colspan="4">実　施</td></tr>
</table>



【立山町】地鉄スタンプラリー（地鉄電車）

出典：立山町資料



【立山町】バス乗り方教室（地鉄バス）

出典：立山町資料

３－２　事業に必要な資金の額・調達方法

（１）利便増進事業に必要な資金額の算出条件

取組・事業	事業費の算出条件
① 町営バスの再編	４年間の運行経費（令和９～12 年度）
② 時刻表、路線マップ等の改善	時刻表・路線マップのＰＲパンフ作成・印刷・郵送 …町民全世帯への配布を想定

（２）関連事業に必要な資金額の算出条件

取組・事業	事業費の算出条件
学校や職場、ライフイベント等と連携した公共交通の利用促進	モビリティ・マネジメント 取組啓発用のパンフレット作成 啓発物品作成 …小中高生向け／大人向け　の２種

（３）利便増進事業に必要な資金の額・調達方法

実施事業		総事業費（千円）	調達方法				
			運賃収入（千円）	国庫補助 <地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金>（千円）	県補助 <生活交通路線維持費補助金>（千円）	立山町（千円）	スポンサー収入 <立山町営バス共創パートナー制度>（千円）
①町営バスの再編	ＡＩオンデマンド交通の導入	試算中					
	既存路線の変更						
	合計						

実施事業	総事業費（千円）	調達方法				
		運賃収入（千円）	国庫補助 <利便増進計画推進事業>（千円）	県補助（千円）	立山町（千円）	スポンサー収入（千円）
②時刻表、路線マップ等の改善	試算中					

※事業費は現時点の試算結果であり、今後とも精査を進める。

（４）関連事業に必要な資金の額・調達方法

実施事業	項目	総事業費（千円）	調達方法	
			国庫補助 <利便増進計画推進事業>（千円）	立山町（千円）
学校や職場、ライフイベント等と連携した公共交通の利用促進	こども向け・大人向け啓発パンフレットの作成	試算中		
	こども向け・大人向け啓発物品の作成			

※事業費は現時点の試算結果であり、今後とも精査を進める。

※この他の取組についても、並行して検討する。

３－３　事業の効果

（１）実施事業による効果

実施事業を進めることにより、期待される効果を以下に示します。

項目			事業の効果	地域公共交通計画での目標における位置づけ
事業	名称			
利便増進事業	町営バスの再編	ＡＩオンデマンド交通の導入	・少ない車両台数を効率的に運行することにより、町の財政負担を軽減 ・予約に応じた配車により、利用者のいない便を削減 ・路線にしばられない柔軟なルート設定が可能となり、多様なニーズに対応 ・車両の小型化により、運転手及び車両を確保しやすい運行体制を構築 ・運行業務の委託により、交通事業者の新たな事業機会を創出し、経営安定化に寄与 ・駅や地鉄バスの停留所までのアクセスが容易になり、駅利用の利便性が向上	目標①、目標③、目標⑤
		既存路線の変更	・サービス水準と利用実態のミスマッチを改善し、町営バスへの財政負担を低減 ・利用者の多い路線を維持しつつ運行の適正化により、持続可能な運行を確保 ・車両の効率的な運用に伴い、二酸化炭素排出量の削減 ・運行の効率化により、運転手不足や厳しい事業環境に対応	目標①、目標③、目標⑤
	時刻表、路線マップ等の改善		・運行情報や乗り継ぎ情報の分かりやすさを向上 ・公共交通利用時の不安を軽減 ・公共交通の円滑な利用を促進	目標⑤
関連事業	学校や職場、ライフイベント等と連携した公共交通の利用促進		・児童や生徒の公共交通に対する理解を促進 ・通勤時における公共交通への転換を促進 ・転居や免許返納を契機とした利用を促進 ・高齢者の外出機会の創出及び介護予防に寄与	目標⑦、目標⑧

（２）地域公共交通計画での目標実現

本計画に位置づけた実施事業を推進することにより、「立山町地域公共交通計画」に掲げる数値目標の達成に寄与します。本計画では、「立山町地域公共交通計画」に掲げる目標のうち、以下の赤枠で示す目標を、達成状況を評価するための指標として設定します。

評価目標・評価指標	現状値	目標値
基本方針１「暮らし」や「交流」を支える公共交通		
目標① 公共交通全体の利用者を増やす 指標① 公共交通利用者総数	年間 808,134 人 （2023 年度）	年間 971,107 人 （2030 年度）
目標② 既存資源を活用し待合環境を改善する 指標② 店舗等と連携した快適性の高い停留所数（累計）	－	－
基本方針２「効率的」「持続的」に運営される公共交通		
目標③ 公共交通の持続可能性を高める 指標③ 公共交通の収支額（利用者１人当たりの収支額）	立山線 △218,243 千円 （△436 円/人） 町営バス △43,221 千円 （△2,027 円/人） （2023 年度）	立山線 0 千円以上 （0 円/人以上） 町営バス △43,221 千円 （△2,027 円/人） （2030 年度）
目標④ 鉄道利用者を増やす 指標④ 富山地方鉄道立山線乗降者数	－	－
基本方針３「まちづくり」とともに活性化する公共交通		
目標⑤ 町民の公共交通の満足度を高める 指標⑤ 公共交通ネットワークに対する満足度	2.73 点(5 点満点) （2025/11）	2.86 点(5 点満点) （2030 年度）
目標⑥ 主要駅周辺の魅力を高める 指標⑥ 駅周辺のイベント開催数	－	－
基本方針４「わたしたち」が育てる公共交通		
目標⑦ 公共交通の関係人口を増やす 指標⑦ 公共交通イベント・会議への参加・出席者数（累計）	1,390 人 （2024 年度）	５年累計 11,000 人 （2026～2030 年度）
目標⑧ 公共交通を「自分ごと」として意識する人を増やす 指標⑧ モビリティ・マネジメント参加者数（累計）	０人 （2024 年度）	５年累計 3,200 人 （2026～2030 年度）

第４章　地方公共団体による支援の内容

（１）運行の維持確保に対する財政的支援

本町は、町民の日常生活を支える公共交通サービスを維持・確保するため、国や富山県の補助制度を積極的に活用しながら、必要な財政支援を継続的に実施します。特に、町営バス路線の再編やＡＩオンデマンド交通の運行に対する支援を行い、持続可能な交通体系の構築を図ります。

また、企業・店舗等による協賛金制度として、立山町営バス共創パートナー制度の導入を推進し、官民協働による地域公共交通の維持・充実を図ります。

（２）関係機関との連携・調整

本町は、地域公共交通の利便性向上と持続可能な運営に向けて、国、富山県、交通事業者、関係団体等との緊密な連携・調整を図ります。公共交通の再編やＡＩオンデマンド交通の導入、共通パスの導入、電子決済対応等の各施策について協議を重ね、円滑な事業推進に取り組みます。

また、鉄道・バス・タクシーを含む交通ネットワーク全体の最適化に向けて、関係機関との情報共有や合意形成を進めます。

（３）公共交通の利用促進・情報発信

本町は、公共交通の利用定着と利用者拡大を図るため、分かりやすい情報発信を推進します。町内公共交通を一体的に掲載した路線マップや時刻表の作成・配布を行うほか、広報紙やホームページ、ＳＮＳ等を活用した情報提供を実施します。

また、ＡＩオンデマンド交通等の新たな交通サービスの導入に際しては、説明会や体験会を開催し、利用方法やメリットの周知を図ることで、公共交通を利用しやすい環境づくりを進めます。

（４）協議会の開催

本町は、地域公共交通計画及び利便増進実施計画の円滑な推進を図るため、立山町公共交通活性化協議会及び地域公共交通会議を定期的に開催し、事業の進捗状況や目標達成状況の確認、課題の共有、改善方策の検討を行うとともに、関係者間の連携強化を図ります。

また、ＰＤＣＡサイクルに基づく評価・検証を実施し、必要に応じて事業内容や計画の見直しを行います。